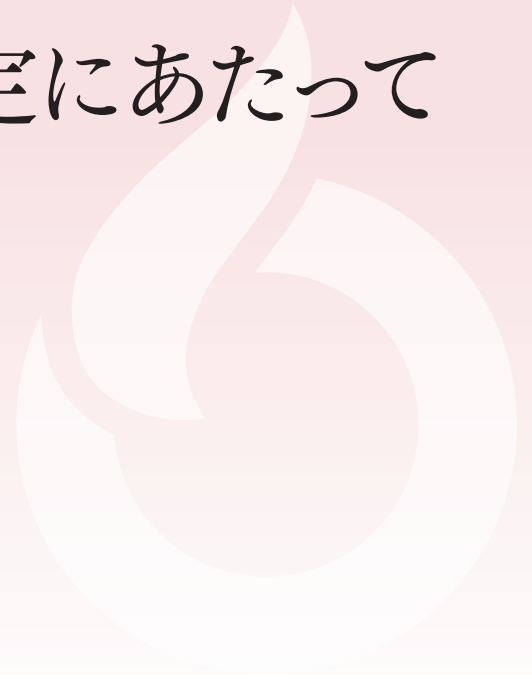




納戸料の百年桜（嬉野町）

第1章

計画策定にあたって



1

計画策定の経緯と意義

平成13年、国において文化芸術振興基本法が制定され、文化芸術を創造し享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いであること、また文化芸術振興施策の総合的推進や国並びに地方公共団体の文化行政における役割・責務が明文化されました。これに基づき平成14年には「文化芸術に関する基本的な方針」によって文化振興の方向性が示され、その後、平成19年には「第2次基本方針」、平成23年には「第3次基本方針」、平成27年5月には「第4次基本方針」が示されました。これにより、文化芸術の活用は経済活動や国際協力にも大きな影響を与えるものであり、また地域の特色に応じた優れた取り組みを展開することで、地方創生の起爆剤として期待できるという位置づけがより明確になってきています。

嬉野市には、先人たちが大切にし、伝え残してくれた多くの文化遺産があります。本市に根付く芸術・文化に親しむ風土を引き継ぎ、さらに大きく育てることは、市民が自分たちの住むまちに対する誇りを持って、自らがまちの新しい魅力づくりにかかわるようにしていくことでもあります。

また、文化に関する取り組みが活発化することは、観光や産業など地域経済への波及など総合的な地域活性化や、そのまちに移り住みたいという動機にもつながります。

本市では、文化活動の拠点施設として平成26年度に開館した嬉野市社会文化会館「リバティ」（以下「リバティ」という。）の開館をきっかけに市内の文化活動の活性化を目指しており、『嬉野市総合計画後期基本計画』では「市民文化芸術活動推進プロジェクト」を戦略プロジェクトと位置づけ推進しています。そのプロセスでは行政だけでなく、市民、文化団体・アーティスト、企業・事業者などが連携して生まれた新しい出会い・交流がまた新たな取り組みにつながるという循環を活性化させていく必要があります。

文化・芸術が持つ力を今後のまちづくりに活かしていくためには、指針となる計画が必要とされています。またその計画は、具体的戦略をもった長期的な計画であることが重要です。

そのため、文化振興に関する施策の方向性を示すものとして、「嬉野市文化振興基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

2

本計画が対象とする文化の領域

「文化」とは有形無形にかかわらず、人の営みによって作りだされ、その社会において概ね共有され蓄積されるものとして、人の生活にかかわるもの全てを指します。すなわち、日々の暮らしやライフスタイル（生活文化）から、自然・風土やまちの姿（都市文化）に至るまでの幅広い概念となります。

本計画の具体的な施策については、文化・芸術を効果的に振興するため、「文化芸術振興基本法」第8条から第14条に例示された分野を主な対象とします。

また、文化芸術活動とは、これら対象となる分野の「鑑賞」「創作」「演奏・実技」を行っていることや、そうした活動について「学ぶ・教える」「体験する」「活動を支える」などを指します。

本計画における文化の範囲

芸術

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊 その他の芸術

メディア芸術

映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他電子機器等を利用した芸術

伝統芸能

雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能

芸能

講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱 その他の芸能

生活文化

茶道、華道、書道その他の生活に係る文化

国民娯楽

囲碁、将棋その他の国民的娯楽

出版物及びレコード等

文化財等

有形及び無形の文化財並びその保存技術

地域における文化芸術

各地域における文化芸術の公演、展示等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能、文化的景観

注) 平成13年12月施行「文化芸術振興基本法」第8条～第14条、第28条などにあげられた文化芸術の類型より

3

計画の目的

本計画は、文化の担い手は市民であり、その主体性、自主性を尊重するという文化芸術振興基本法の基本理念に則り、市民・団体・企業等と行政が、協働により文化の振興を図るための指針としての役割を担うものです。

文化振興施策を長期的な視点で、総合的かつ計画的に推進することにより、文化の振興及び市民文化の創造を図り、もって心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的としています。

4

計画の推進体制

本計画の推進にあたり、市民の自主的な活動を支えるため、人材育成や助成支援等を行う仕組みの構築や交流の場の整備、活動に対する支援等、市民が主体的な文化振興にかかわることができる基盤づくりを進めていきます。

市民においては、行政や関係機関等多様な団体との連携を図りながら、主体的な活動が必要になります。

5

計画の期間

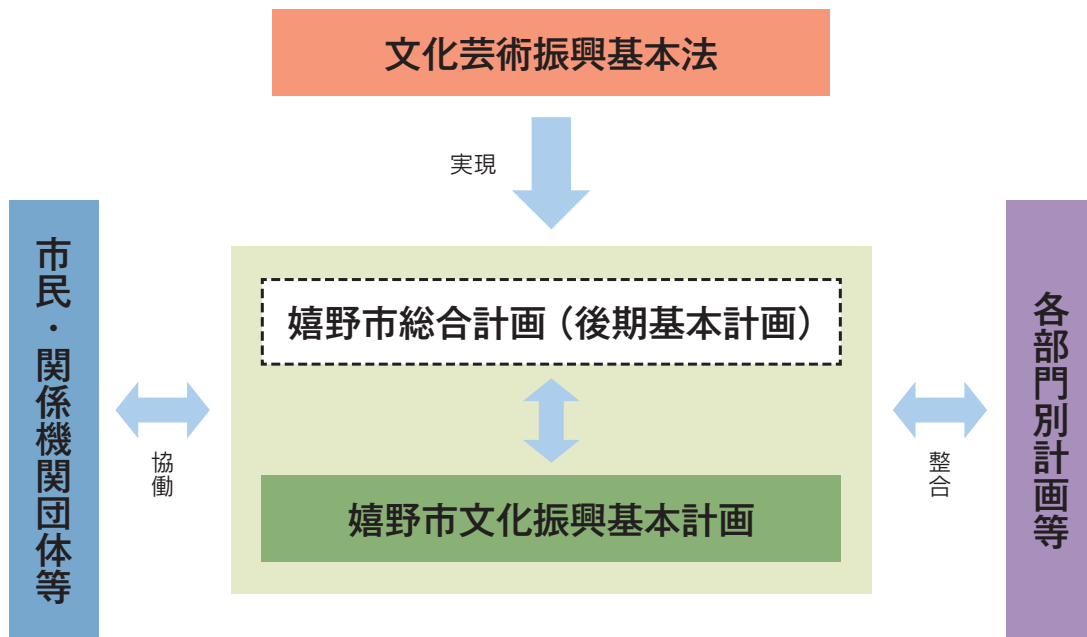
本計画は、市内外のさまざまな文化振興の取り組みが相互に関連性を強め、相乗効果を発揮することができるよう、平成28年度を初年度とし、平成37年度を目標年度とする10年間の長期の計画とします。

また、関連計画や策定状況や文化を取り巻く社会情勢の変化に応じて、より効果的な施策を展開していくため、必要に応じて見直しを行うものとします。

6

市の関連計画との位置づけ

本計画の策定にあたっては、嬉野市総合計画及び市の関連計画との整合性に留意するとともに、その推進にあたって各計画との連携を図ります。





千室神社のクスノキ（嬉野町）